

総則

1 目的

京都府民総合体育大会は、府民の誰もが様々な形で集い、競技し、交流することにより、府民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図るとともに、地域の活性化に資することを目的とする。

2 主催

京都府、京都府教育委員会、公益財団法人京都府スポーツ協会、京都市、京都市教育委員会
京都府市長会、京都府町村会、京都府市町村教育委員会連合会

3 後援

主管団体が任意に加えることができる。

4 主管（運営協力）

実施競技団体

5 実施競技

(1) 競技スポーツ部門

ア 市町村対抗競技大会 15競技

バスケットボール（男子・女子）、バレーボール（男子・女子）、卓球、ソフトテニス
テニス、軟式野球、バドミントン、ソフトボール（男子・女子）、サッカー、ボウリング
ゲートボール（男子・女子）、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、ゴルフ、駅伝競走

イ 種目別競技大会 31競技

弓道、体操、スキー、柔道、水泳、山岳、ボクシング、ウェイトリフティング、自転車競技
馬術、相撲、フェンシング、ハンドボール、スケート、ライフル射撃、ホッケー、なぎなた、
カヌー、アーチェリー、空手道、剣道、銃剣道、アイスホッケー、少林寺拳法、野球、
オリエンテーリング、武術太極拳、ペタンク・ブール、ダンススポーツ、バトン、
バウンドテニス

(2) 交流スポーツ部門

種目別交流大会 3種目

ソフトバレーボール、卓球バレー、ボッチャ

(3) 府民個人参加部門

各種府民参加型イベント

(4) マスターズ部門

ア 市町村交流マスターズ大会 13競技

バレーボール（男子・女子）、卓球、ソフトテニス、テニス、軟式野球、バドミントン
ソフトボール（男子・女子）、サッカー、ボウリング、ゲートボール（混合）、陸上競技
グラウンド・ゴルフ、ゴルフ

イ 種目別交流マスターズ大会 10競技

ウェイトリフティング、自転車競技、ハンドボール、ライフル射撃、ホッケー、カヌー
アーチェリー、空手道、綱引、オリエンテーリング

6 会期及び会場

別紙「大会日程・会場一覧」

7 競技方法

- (1) 市町村対抗競技大会は、市町村対抗とする。
- (2) 種目別競技大会は、それぞれの実施要項に示す方法とする。
- (3) 種目別交流大会は、市町村交流とする。
- (4) 各種府民参加型イベントは、それぞれの実施要項に示す方法とする。
- (5) マスターズ大会は、それぞれの実施要項に示す方法とする。

8 参加資格等

原則として京都府に在住又は在勤する者であること。次の各号に掲げる部門の大会及びイベントの参加資格等については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 競技スポーツ部門

<市町村対抗競技大会>

ア 大会開催年の4月1日に12歳以上（中学1年生）で、同年4月30日以前から大会参加時まで京都府に在住又は在勤する者であること。「ふるさと」（卒業した小学校の所在地）での出場についても、同様とする。ただし、「大学生等」（4年制大学、短期大学または高等専門学校第4・5学年に在籍する者をいう。）、「高校生」及び「中学生」の在住については、別に定める。

イ 監督及び選手は、良好な健康状態を保ち、市町村体育団体長及び市町村の教育委員会教育長（京都市は文化市民局長、スポーツ所管が首長部局の場合は、当該市町村長）が代表と認めた者であること。

ウ 監督及び選手の所属する市町村は、居住地、勤務地、「ふるさと」のいずれかとする。ただし、「大学生等」については、現居住地又は中学校若しくは高等学校卒業時まで住所を定めていた市町村から出場することができる。また、「高校生」は中学校卒業時まで定めていた住所または居住地とする。「中学生」は居住地のみとする。なお、前年の大会と異なる市町村から出場できるのは、転居・転勤（職）又は就職の場合のみとする。なお、「ふるさと」での出場についてはこの限りではない。

エ 「ふるさと」での出場は、卒業した小学校の所在地を出場根拠とし、事前に登録届けを市町村体育・スポーツ団体、当該競技団体、公益財団法人京都府スポーツ協会に提出した者のみ認める。

オ ブロックでの出場は、代表する市町村の体育・スポーツ団体長及び、代表する市町村の教育委員会教育長（京都市は文化市民局長、スポーツ所管が首長部局の場合は、当該市町村長）が代表と認めた者であること。ブロック分けについては、下記ケを参照し、単独出場できない市町村同士で出場すること。

カ 「大学生等」、「高校生」及び「中学生」の参加人数は、所属市町村の各競技エントリー可能人数の4分の1以内とする。また、参加年齢・参加人数に制限を設ける競技は、競技別要項に従うこと。

キ 府大会への参加については、原則として市町村予選会参加者であることを条件とする。

ク 選手の参加は、原則として1人2競技まで出場できるものとする。ただし、回を同じくする大会において、複数の市町村から参加することができない。

ケ ブロック分けについて

ブロック名	市町村数	対象市町村
京都市	1	京都市
乙訓	3	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北	3	宇治市、城陽市、久御山町
山城中	4	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
山城南	5	木津川市、精華町、和束町、笠置町、南山城村
南丹	3	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹	3	綾部市、福知山市、舞鶴市
丹後	4	宮津市、伊根町、与謝野町、京丹後市

<種目別競技大会>

実施競技ごとに定める。

(2) 交流スポーツ部門

<種目別交流大会>

市町村対抗競技大会に準拠し、実施種目ごとに定める。

(3) 府民個人参加部門

実施イベントごとに定める。

(4) マスターズ部門

<市町村交流マスターズ大会>

ア 満50歳以上を原則とし、京都府内在住又は在勤であること。ただし、競技別要項に規定がある場合は、その規定に従うこと。

イ 市町村対抗競技等、その他の部門に参加した者も参加できる。ただし、1人2競技までとする。

<種目別交流マスターズ大会>

ア 実施種目ごとに定める。

イ 市町村対抗競技等、その他の部門に参加した者も参加できる。ただし、1人2競技までとする。

9 市町村対抗競技大会の総合成績決定方法

各競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

(1) 次のア・イの得点を合計したものを、市町村ごとの総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各競技・種別、種目など第1位から第8位までの市町村に与え、次の2種類とする。ただし、同順位の場合は次の順位のものを加え、当該市町村で等分する。

(ア) 競技・種別などに与える競技得点

各競技・種別の第1位に10点、第2位8点、第3位7点、第4位6点、第5位5点、第6位4点、第7位3点、第8位2点とする。

ただし、駅伝競走は、第1位に20点、第2位16点、第3位14点、第4位12点、第5位10点、第6位8点、第7位6点、第8位4点とする。

(イ) 種目などに与える競技得点

各種目の第1位に4点、第2位3.5点、第3位3点、第4位2.5点、第5位2点、第6位1.5点、第7位1点、第8位0.5点とする。

イ 参加得点

参加得点は、競技・種別10点とし、府大会に参加した市町村に与える。ただし、府大会を棄権した場合（途中棄権を含む）は参加得点を与えない。

ウ ブロック出場得点

参加得点は、競技・種別10点とし、ブロック出場した市町村すべてに与える。ただし、府大会を棄権した場合（途中棄権を含む）は参加得点を与えない。競技得点は、上記アを参照にし、ブロック出場した当該市町村で等分する。

(2) 各競技の総合成績は当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と公益財団法人京都府スポーツ協会が協議する。

10 表彰

(1) 市町村対抗競技大会

ア 総合成績表彰

(ア) 総合成績第1位の市町村に、知事杯を授与する。

(イ) 総合成績第1位の町村に、会長杯を授与する。

(ウ) 総合成績の第1位から第8位までの市町村に、それぞれ表彰状を授与する。

イ 競技別表彰

(ア) 各競技または種別第1位から第8位までの市町村に、それぞれ表彰状を授与する。

(イ) 陸上競技の各種目第1位から第3位までの選手に、それぞれ表彰状を授与する。

(ウ) 駅伝競走の区間第1位の選手に、表彰状を授与する。

(2) 種目別競技大会

実施競技ごとに定める。

(3) 種目別交流大会

実施種目ごとに定める。

(4) 各種府民参加型イベント

実施イベントごとに定める。

(5) マスターズ大会

実施種目ごとに定める。

11 参加申込方法

(1) 市町村対抗競技大会及び種目別交流大会

ア 市町村予選会（選考会）において選抜された者を、市町村体育・スポーツ団体長及び市町村教育委員会教育長（京都市は文化市民局長、宇治市は宇治市長（産業地域振興部文化スポーツ課に提出）京田辺市は京田辺市長（市民部文化・スポーツ振興課に提出）、亀岡市は亀岡市長（生涯学習部スポーツ推進課に提出）、綾部市は綾部市長（定住交流部文化・スポーツ振興課に提出）福知山市は福知山市長（地域振興部文化・スポーツ振興課に提出）、舞鶴市は舞鶴市長（市民文化環境部地域づくり・文化スポーツ室スポーツ振興課に提出）宮津市は宮津市長（企画財政部・企画課に提出））は連署の上、公益財団法人京都府スポーツ協会会長あて所定の参加申込書に必要事項を記入し、申込むものとする。

ブロック出場の申込みについては、代表する市町村が上記に示すとおり作成し申込むものとする。なお、代表する市町村については、各ブロックで決定することとする。

イ 参加申込書は、所定の様式により2通作成し、定められた期限までにそれぞれ1通を下記あて送付する。なお、ふるさと制度を活用して参加する者は、登録届をそれぞれ添付すること。

(ア) 〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70番地 京都府スポーツセンター内
公益財団法人京都府スポーツ協会事務局 TEL 075-692-3455 FAX 075-692-3457

(イ) 当該競技団体事務局（競技・種目別実施要項参照）

ウ 参加申込用紙は、公益財団法人京都府スポーツ協会が作成し、各市町村体育・スポーツ団体に送付する。

エ 申込後選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、公益財団法人京都府スポーツ協会及び当該競技団体あてに文書で届け出なければならない。

(2) 種目別競技大会

実施競技ごとに定める。

(3) 各種府民参加型イベント

実施イベントごとに定める。

(4) マスターズ大会

＜市町村交流マスターズ大会＞

ア 参加を希望する者は、ブロック体育・スポーツ団体長あるいは、市町村体育・スポーツ団体長の印を押印の上、公益財団法人京都府スポーツ協会会長あて所定の参加申込書に必要事項を記入し、申込むものとする。ブロック分けについては、市町村対抗競技大会に準ずる。

ただし、陸上競技は個人申込とする。

イ 参加申込書は、所定の様式により2通作成し、定められた期限までにそれぞれ1通を下記あて送付する。

(ア) 〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70番地 京都府スポーツセンター内
公益財団法人京都府スポーツ協会事務局 TEL 075-692-3455 FAX 075-692-3457

(イ) 当該競技団体事務局（競技・種目別実施要項参照）

＜種目別交流マスターズ大会＞

実施競技ごとに定める。

12 大会参加負担金

(1) 市町村対抗競技大会及び種目別交流大会

各市町村体育・スポーツ団体は、各市町村選手団（監督・選手等）の参加者負担金を参加申込書の提出と同時に当該競技団体に納入すること。（競技別要項参照）

なお、大会が中止となった場合は、いかなる理由でも参加者負担金については一切返金しない。ただし、参加者負担金の返金について別に定める競技・種目は競技別要項に従うこと。

(2) 種目別競技大会

実施競技ごとに定める。

(3) 各種府民参加型イベント

実施イベントごとに定める。

(4) マスターズ大会

実施競技ごとに定める。

13 参加選手団本部役員編成

＜市町村対抗競技大会及び種目別交流大会＞

参加選手団本部役員は、団長、副団長、総監督及び総務とし、10名以内とする。

14 参加上の注意

(1) 市町村対抗競技大会及び種目別交流大会

各市町村の監督・選手は競技に際し、所属市町村名を明示したユニホームを着用しなければならない。

(2) 種目別競技大会

実施競技ごとに定める。

(3) マスターズ大会

実施競技ごとに定める。

(4) 事故の防止等

ア 各市町村の監督・責任者は、選手の健康状態を十分把握し、体調が優れない選手の競技への参加を中止させるなど、事故の未然防止に努めること。

イ 大会当日、競技選手に病気または傷害が生じた場合、当該競技団体側で応急処置をとるが、その他の責任は一切負わない。体調が優れない場合、競技の参加を控えるなど、健康管理は各自責任をもって行うこと。スポーツ傷害保険等については、主催者側で一括加入し、当該保険の範囲内で補償するが、参加者各人においても別途加入することが望ましい。

15 市町村予選会（選考会）

＜市町村対抗競技大会＞

府大会の予選として市町村予選会（選考会）を開催しなければならない。

ア 市町村の主催団体は、本要項に基づき実施要項を作成する。

イ 参加者は実施要項に基づき当該市町村の主催団体に申込み。

ウ 参加料は、主催団体が定める。

16 その他

(1) 参加申込書等、参加負担金が定められた期限までに指定された場所に到着しない場合は、理由のいかんを問わず府大会の参加を認めない。

(2) 参加資格区分（競技スポーツ部門及びマスターズ部門）

ア 市町村対抗競技大会および種目別交流大会

A：居住地

B：勤務地

C：大学生等・高校生の出身校卒業時の居住地

D：「ふるさと」（出身小学校所在地）

※D：「ふるさと」で参加する者は、事前に登録届を関係団体に提出しなければならない。

イ 市町村交流マスターズ大会

A：居住地

B：勤務地

(3) その他の事項については、京都府民総合体育大会開催基準要綱による。

(4) 個人情報・競技結果（記録）・肖像権等の取扱いについて

ア 大会申込書等を通じて取得する個人情報の取扱いに関して以下のとおり対応する。

(ア) 大会プログラム・結果報告書（記録集）等に掲載される。

(イ) 会場でアナウンス等により紹介されることがある。

(ウ) 記録速報掲示板やインターネットによる記録速報ページに掲載される他、報道機関等によって撮影された写真・映像とともに新聞等の報道媒体や関連ホームページ等にて配信されることがある。

※なお、参加申込書の提出により、上記取扱いに関する承諾したものとして対応する。